

平成十九年九月二十一日提出  
質 問 第 四 三 号

テロ特措法による海上自衛隊の給油支援に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

## テロ特措法による海上自衛隊の給油支援に関する質問主意書

一 いわゆるテロ特措法（以下、「テロ特措法」という。）を根拠とする、我が国の海上自衛隊によるインド洋での多国籍軍艦艇に対する給油活動（以下、「給油活動」という。）につき、これまでの給油量及び給油先艦艇を年度ごとに明らかにされたい。

二 外国の艦艇が「給油活動」の対象となるには、どのような基準を満たす必要があるか。

三 二〇〇七年九月二十一日の新聞によると、市民団体「ピースデポ」の調査では、二〇〇三年五月の国会答弁等（以下、「国会答弁等」という。）で政府は同年二月に米補給艦に給油した量を約二十万ガロンと説明していたが、実際は海自補給艦「ときわ」から約七十八万ガロンの給油が行われていたことが、同市民団体が米情報公開法に基づいて入手した米艦船の航海日誌（以下、「航海日誌」という。）に書かれていたとの報道がなされているが、右は事実か。

四 右が事実であるならば、「国会答弁等」で説明された給油量と「航海日誌」に書かれている給油量に差がある理由を説明されたい。

五 米国が主導する対テロ作戦「不朽の自由」について説明されたい。

六 「給油活動」は「不朽の自由」の一環として行われているものか。確認を求める。

七 「不朽の自由」には、米国が二〇〇三年四月に始めた対イラク戦争（以下、「イラク戦争」という。）も含まれるか。

八 「給油活動」による給油が、「イラク戦争」のために充てられているという事実はあるか。四の差は、

「給油活動」による給油が「イラク戦争」のために充てられているため生じたものか。

九 八が事実であるならば、それは「テロ特措法」に違反するものではないか。政府の説明を求める。

右質問する。